



2歳児受入れ事業をご利用の保護者のみなさまへ にこにこ子育て支援事業費補助金について



保育料の軽減をご希望の保護者の方で同時在園世帯に該当する方は、
お子様が利用している施設に 月 日まで調書を提出してください。

私立幼稚園・認定こども園では、子育て支援として2歳児の受入れを実施し、幼稚園教育の普及充実と保護者の方の経済的負担軽減のために、同時在園世帯の保育料の軽減を行っています。

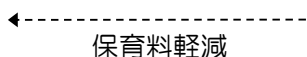
軽減した分については、山形市から私立幼稚園・認定こども園に対して補助金として交付しています。

同時在園世帯：同時に同一の私立幼稚園等へ2人以上の児童を在園させている世帯



保護者

調書の提出

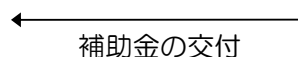


保育料軽減



幼稚園等

補助金の交付申請



補助金の交付



山形市

1 対 象 （下記①②いずれにも該当する方が対象です。）

- ① 住民票が山形市にある2歳児（令和3年4月2日以降の生まれで年度内に満3歳の誕生日を迎える方）であり、
- ② 同時在園世帯の2人目以降の児童

2 提出書類

保育料軽減に関する調書

- ・裏面の記載例に沿って申請書部分（太ワク内）をもれなく記入してください。

3 計算方法

補助金額決定のための計算式

（①保育料月額 × ②2歳児受入れ利用期間 − ③2歳児就園保育料等軽減補助金額） × ④補助率

- ①…22,000円を超える場合は22,000円、下回る場合はその額となります。
- ②…住民票が山形市にあり、実際に2歳児受入れを利用した期間（保育料支払期間）。
- ③…別途配布する「幼稚園2歳児就園保育料等軽減補助金」の説明を参照ください。
- ④…補助率は、2人目については2分の1、3人目以降については10分の10です。

【計算例】

保育料月額23,000円、2歳児受入れ利用期間6か月、2人同時在園（2人目の場合）で
かつ2歳児就園保育料等軽減補助金が76,800円の場合

①保育料月額	②利用期間	③2歳児就園保育料等軽減補助金		
22,000円	×	6か月	−	76,800円
				= 55,000円
				（千円未満は切捨て）
55,000円	×	④補助率	=	補助金額
		1/2		27,500円

※ 2歳児就園保育料等軽減補助金の補助月額が
22,000円を超える場合は、
にこにこ子育て支援事業費補助金の算定額が
0円となるため、本補助金は交付されません。

